

昭和二十五年農林省令第三十五号

森林病害虫等防除法施行規則

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律（昭和二十五年法律第五十三号）に基
き、松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律施行規則を次のように定める。

（破碎の基準）

第一条 森林病害虫等防除法（以下「法」という。）第二条第六項の農林水産省令で定める基準は、
破碎後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップ）により破碎する場合にあつては、十五ミリ
メートル）以下となるように破碎を行うこととする。

（公表の方法）

第一条の二 法第三条第五項の規定による公表は、省令の公布と同一の方法により、法第五条第四
項において準用する第三条第五項の規定による公表は、都道府県の条例の公布と同一の方法によ
つてしなければならない。

（命令書の交付に代わる公告）

第二条 法第三条第十項（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、
法第三条第五項第一号の区域の属する市町村又は特別区の事務所の掲示場に交付すべき命令書の
内容を掲示してしなければならない。

（身分を示す証票）

第三条 法第六条第二項の規定による証票は、別記様式による。

（被害が拡大するおそれがある場合）

第三条の二 法第七条の五第三項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域が他の都道府県の区域に隣接している場

合であつて、当該他の都道府県において被害が生じていない場合

二 法第三条第二項又は第三項の規定による命令（当該年度又はその前年度にされたものに限
る。）の区域の存する都道府県が、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定又は
変更しようとする場合

（通報の内容）

第四条 法第十二条の通報は、左に掲げる事項を文書又は口頭によつてするものとする。

- 一 森林病害虫等の発生している区域及びその被害状況
- 二 森林病害虫等の種類
- 三 その他必要な事項

附 則

この省令は、松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の施行の日から、施行す
る。

附 則（昭和二七年四月九日農林省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年九月二八日農林省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年六月六日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二八日農林水産省令第一九号）抄

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年九月一日農林水産省令第八二号）抄

この省令は、平成一一年九月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平
成十三年一月六日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平
成十三年一月六日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年五月三〇日農林水産省令第五七号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」とい
う。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用
することができる。

附 則（平成元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

（施行期日）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」とい
う。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用
することができる。

附 則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

（施行期日）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」とい
う。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用
することができる。

別記様式（第三条関係）

別編卷之二

| | | |
|--|---|-------------------------|
| 第 | 号 | 令和 年 月 日 交付 |
| 官　職 姓　名  | | |
| 写　真 | | |
| 森病害虫防除法(第) | | |
| 第六条 森林木本大害は都道府県知事は、森林病害虫等を監視し、又はその蔓延を防止するため必要な措置をとらねばならないときは、当該市町村は森林病害虫監視員、森林病害虫等の病害害生者として、園地、圃場、植樹場は植樹若しくは植木場、食糧等の他の種種植物等は伐採等を施す場合に於て、植木等を植木箱等で包む場合は植木箱等を搬送させ、又は茎の細い枝葉等を搬送させ、又は茎の細い枝葉等を搬送させ、又は茎の細い枝葉等を搬送させ、又は茎の細い枝葉等を搬送させることとする。 | | |
| 前項規定により入検又は其去る当該更夫及び森病害虫監視員は、その身分を示し入検費を拂へ、問答者の要求があるときは、これに準じなければならない。 | | |
| 第八条の規定によると入森並びに取水の権限は、別開審査のため認められたものと解してはならない。 | | |

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B7とし、中央点線のところから二つ折りとすること。